

福祉サービス第三者評価結果表

① 施設・事業所情報

名称：矢本西保育園		種別：保育所	
代表者氏名：三束 ユリ		定員（利用人数）： 65名	
所在地：宮城県東松島市矢本字道地浦 139-1			
TEL：0225-84-2801		ホームページ：	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日： 平成 24 年 4 月 1 日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人矢本愛育会			
職員数	常勤職員：	16名	非常勤職員 名
専門職員	保育士	14名	
	調理師	2名	
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）
	保育室 6 室、ランチルーム 1 室		

② 理念・基本方針

保育理念

- ・子どもの最善の利益を守り、すべての子どもにとって最もふさわしい生活の場を保障します。
- ・子ども一人一人を大切にし、保護者から信頼され地域に愛される保育園を目指します。
- ・障害児デイケアセンターこどもの広場との交流を通して「やさしい心」を育て、すべての子どもが輝き、共に生き、共に育つようにします。

基本方針

- ・養護と教育の一体的な展開を図り、その時期にふさわしい経験が積み重ねられるようにします。
- ・子どもが興味・関心を持って主体的に取り組めるような環境を豊かに整えます。
- ・地域の子育て家庭に対して、専門機関などと連携を図りながら、地域や保護者に信頼される保育園を目指します。
- ・家庭や地域と情報交換、交流を密にして積極的に連携していきます。

③ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・ 保育園同敷地内に障害児デイケアセンター「こどもの広場」を併設していることで、障害のある子どもも保育園と併用しやすい環境になっており、一緒に活動することで、やさしい心を育みます。
- ・ 保育目標でもある五感での直接体験を通しての活動を保育に多く取り入れていきます。また保育園敷地が広く、子どもたちが植えたい野菜を畑で栽培・収穫し、味わったりクッキングをしたり食育への興味関心に繋げています。

④ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年1月1日（契約日） ～ 令和6年3月27日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（ 年度）

⑤ 第三者評価機関名

株式会社福祉工房

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

○「やさしい心」を目指した取り組み

園には法人が運営する「障害児デイケアセンターこどもの広場」が隣接しており、園とセンターの交流や、センターに通う子ども数名の園の併用を通して、両事業所の子どもたちが一緒に活動しています。園の職員は障害に関する研修を受け、専門的な知識を得ており、子どもたちが一緒に活動することで、共に成長できるよう努めています。子どもたち同士が障害の有無にかかわらず、互いに尊重し合い、共に学び合う雰囲気を作る取り組みが行われています。これにより、障害を持つ子どもに対する「やさしい心」や共生の意識が育まれる取り組みが行われています。

○食育への取組み

園では食育に対する取り組みが積極的に行われています。園内にある畑では、園児たちがキュウリやトマト、ピーマンなど様々な野菜を栽培し、収穫した野菜は昼食の食材として活用されます。また、クッキング保育の際の材料としても活用され、加工することもあります。これにより、子どもたちが食に対する関心を高める取り組みが行われています。園の厨房は子どものクラスからガラス越しに見ることができ、調理の様子を観察することで、子どもたちが調理に関心を持つきっかけとなっています。調理員は定期的に子どもたちの食事の様子を観察し、次の献立に活かすための情報収集を行っています。毎月、給食だよりを発行し、献立のお知らせやレシピを掲載しています。さらに、肥満予防のための情報提供など、保護者にも食に対する関心を持つような取り組みが行われています。

◇改善を求められる点

○中長期計画の策定

現在、法人の中長期計画が存在しないこともあり、園の中長期の計画策定も行われていません。法人としては将来的に計画策定を行う予定ですが、園自体でも保育理念や目標の達成に向けた中期的な取り組みを明確にし、職員に具体的な方針を示し、一体となり活動していくことが求められます。

○自己評価などをもとにした課題の分析と改善

園では毎年、自己評価が実施され、その結果を基に職員が個々の目標を設定し、自己の成長を促進する取り組みが行われています。また、年に1回の頻度で職員と園長との面談が行われ、進捗の確認や必要なアドバイスが提供されています。しかし、1年に1度の面談だけでは、誤った方向に進んでしまうリスクもあります。そのため、半期に1度の面談と進捗の確認、必要なアドバイスを行うことが望まれます。さらに、職員の自己評価や権利擁護のためのチェックリスト、保護者からの意見などをもとに、園での保育に関する課題を分析し、改善に向けた取り組みを明確にすることが重要です。現在、このような分析が不十分な状況が見られますので、より効果的な改善策を導くために、分析の実施や改善に対する取り組みの具体化が求められます。

○プライバシー保護に関する規定の明確化

現在、園では個人情報保護に関する規定が作成され、事業計画にも記載されていますが、より幅広い意味でのプライバシー保護に関する規定は作成されていません。実際の保育ではプライバシーに配慮した保育が行われており、職員も人権擁護のチェックリストなどを通じて保護に努めていることが確認されていますが、より明確にするためにも規定を作成することが望まれます。さらに、個人情報やプライバシーに対する取り組みに関する規定を明確にし、「入園のしおり」などの文書にも記載していくこと、ネットワーク内に保管されている情報の管理に関しても、セキュリティの見直しを行い、情報漏洩や不正アクセスなどのリスクを最小限に抑えるための対策を講じることが望まれます。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回初めて第三者評価を受審させていただきました。職員一同、日々子どもたちの最善の利益を守り、子どもたちが安全安心できる環境を提供できるよう保育に努めております。しかし今回受審したことで、自分たちだけでは気づけなかった改善点や自分たちの保育を振り返る機会となりました。また保育園の組織としての構築の仕方や改善点などを丁寧に教えていただいたことに感謝申し上げます。今後の運営や保育に活かし、より質の高い保育やサービス向上を目指して保育に精進して参ります。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（共通評価基準）

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>園では、子どもたちの最善の利益を追求することを保育理念に掲げており、その理念に基づいた保育方針として、子どもの主体性や地域社会との連携を重視しています。また、生きる力を育むことを目的とした保育目標を設定し、これらの方針は園のパンフレットや入園ガイドブックに詳しく記載されています。さらに、隣接する障害児デイセンターとの交流を促進することで、子どもたちの「やさしい心」を養う活動にも力を入れています。職員に対しては、入職時および年度初めの職員会議を通じて、園の理念や方針について説明が行われていますが、本年度はまだそのような取り組みが実施されていない状況です。また、新型コロナウイルスの影響により、保護者への十分な情報提供も十分には出来ていません。今後は、職員への定期的な情報提供や理念の共有を強化すること、さらに、保護者が園の取り組みを深く理解できるように、入園説明会や進級説明会で詳細な説明を行っていくことが望まれます。これにより、園全体で共有される価値観の浸透と、保護者との一層の連携を促進することが期待されます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、法人内の施設長会議に参加し、社会全体の福祉環境や各施設の経営状況に関する重要な情報を収集しています。この情報は、園にとって関連性が高いものを選定し、職員会議で職員に共有されています。今後、最新の政策や支援策に迅速に対応し、質の高い保育サービスを提供し続けることが出来るよう、園の運営に直接影響を及ぼす可能性のある「新子育てプラン」や「東松島市子ども・子育て支援事業計画」など、全国保育士会や業界団体、行政から提供される情報の収集も強化することが期待されます。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園における日常の保育に関わる課題は適切に把握され、その改善に向けた措置が講じられていますが、運営全般に関わる問題点が十分に明確化されていないという面が伺えます。園の運営における重要課題を明確にする必要があり、それを重点的に取り組むべき事項として事業計画に反映させることが求められます。さらには、これらの課題に対する改善への取り組みを、職員に対しても詳細に説明し、全員で協力して改善策を実施していくことが期待されます。具体的には、園の運営に関する課題を洗い出し、それらを事業計画において明記することで、園全体としての目標とする方向性を明確にすることが求められます。また、財務管理、人材育成、施設の維持管理、コミュニケーションの効率化など、さまざまな面での改善の必要性の明確化も望まれます。これらの課題に対して設定した目標に基づき、実行可能な改善策を策定して職員全体に説明すること、これらの作業において職員からの意見や提案を積極的に取り入れ、改善策の実施に向けて全員が一丸となることが期待されます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現在、法人では中長期計画を検討中ですが、まだ具体的な策定には至っていません。園における中長期計画も同様に、策定段階にはない状況です。しかし、園として中期的な取り組みの方針を職員に明確に伝えて、共通の方向性を確立し、職員全員が一致した理解と行動を取っていくことが望まれます。作成にあたっては職員からの意見や提案を積極的に取り入れていくことも期待されます。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>単年度の計画は、園で取り組むべき課題に基づいて作成され、保育、食事、健康など、基本的な活動が記載されています。しかし、これらの計画をより実効性のあるものにするためには、具体的な時期や内容の明記が求められます。さらに、その年度における優先すべき重点的な取り組みについても詳細に記載することが期待されます。加えて、中期計画が策定された際には、その計画に基づいて単年度の取り組みを整理し、中期的な視点を反映させた活動計画とすることが望まれます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>現在、事業計画は主に主任と園長が作成し、職員会議での説明を通じて職員の意見を集め、これを反映させて修正が加えられています。このプロセスは年度末に一度、事業計画の進捗確認として行われています。しかし、計画の実行力を高め、職員の意見や前年度の成果をより有効に反映させるため、また、職員全体が事業計画に対してより一体感を持ち、実行に移す過程での意欲を高めるためにも、各クラスの話し合いを基にした計画の草案作成と職員会議などでの議論を行っていくことが望まれます。さらに、達成度の確認を年度末だけでなく、半期ごとに行い、計画の進行状況をより頻繁に評価し、必要に応じて迅速に修正を加えることが期待されます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>保護者会の廃止に伴い、現在、保護者への事業計画の説明は保育参観時などに概要を伝えるのみに留まっています。保護者が園の方針や活動についてより深く理解し、積極的に協力してもらうため、進級説明会や入園説明会、保育参観の後に開催される会合などを活用して、事業計画の重要な内容を選び、保護者に向けて配布・説明することが望まれます。さらに、保護者からのフィードバックを積極的に収集し、それを事業計画の今後の改善に役立てることも重要です。保護者とのコミュニケーションを強化し、保護者の意見や提案を事業計画に反映させることで、保護者との信頼関係を深めていく取り組みも期待されます。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、保育の質を向上させるための取り組みが重視されています。この一環として、毎年の自己評価を実施しており、さらに保護者からの意見を収集するためにアンケートも実施しています。これらの取り組みによって、園で提供される保育サービスの現状を定期的に評価し、質の向上につなげることを目指しています。保護者からのアンケートを通じて指摘された問題点や改善提案に関しては、迅速に対応し、その結果を保護者にフィードバックすることで、園と保護者間のコミュニケーションを促進しています。園は保育の質の向上に向けて、自己評価と保護者へのフィードバックを活用することで、具体的な改善策を定期的に実施しています。これにより、保護者との信頼関係を深め、より良い保育環境を提供するための基盤を築いています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現在、園で実施されている自己評価や保護者からのアンケートに基づく保育の質の分析、課題の特定、そしてそれらに基づく改善策の実行に至るプロセスには、一部連携が不十分な面が認められます。今後は、自己評価の質問内容の見直しや分析方法の改善、さらには課題と改善策の検討に職員が積極的に参加する話し合いを促進することが望まれます。自己評価やアンケート結果の分析をより深く、かつ詳細に行うことで、園としての保育の質に関する現状把握をより正確に行い、そこから明らかになる課題に対して具体的な改善テーマを設定することが求められます。このプロセスにおいて、職員全員が参加することで多様な視点からの意見や提案を集め、より実効性の高い改善策を導き出すことが期待されます。さらに、確認された改善テーマを事業計画書に明記し、具体的な実行計画を立てることで、保育の質を継続的に向上させていくことが望まれます。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>園内の組織構造と各職員の役割は、組織図に明記され、園長の役割と責任も明記されています。園長の年度ごとの方針は、期初の職員会議で説明され、職員全体がその年度の運営目標や重点を共有しています。また、災害時の対応や園長不在時の代行体制も、事前に計画されており、万が一の事態にも迅速に対応できるように準備されています。さらに、園長として年度ごとの方針や取り組み計画を、職員だけでなく広く理解してもらうために、事業計画書や広報誌への記載などを行い、保護者や地域社会に対しても、園がその年度において重視している点や目指している方向性を明確に伝えることが園の透明性を高め、保護者や地域との信頼関係を強化する上でも望まれます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>法令遵守に関する研修は、年に一度法人の施設長会議で取り上げられ、ハラスメント防止を含めた内容について話し合われています。園長からは施設長会議などで使用された資料が職員に配布され、それを確認するよう指示されています。今後は、法令の遵守をより確実にし、コンプライアンスに関する正しい理解を促進するために、資料の配布だけでなく、職員会議で詳細な説明を行い、法令遵守に関する重要性、具体的な遵守事項、ハラスメントの防止策などについて話し合うことが望まれます。さらに、コンプライアンス教育を定期的に行うことで、新たな法律情報の更新や変更に対応し、職員の知識を常に最新の状態に保つことが期待されます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>職員の研修体制については、主任および園長が中心となって実施されており、毎年の自己評価や全国保育士会が提供する人権擁護のチェックリストを用いた確認作業、さらに東松島市主催の虐待防止研修の受講が行われています。さらに、キャリアアップ研修への参加も促進されています。職員一人ひとりの専門知識やスキルを高め、保育の質の向上に繋げることを目指し、全職員がこれらの研修に参加できるように、適切なスケジュールリングや支援を行っています。今後は、虐待防止に関する取り組みとして、園内で勉強会を開催し、具体的な事例を交えながら学ぶ機会を設けていくことも期待されます。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園内での業務改善に向けた取り組みは、法人からの職員アンケートや定期的な面談を通じて、効果的に実行されています。職員の声を直接聞き、実際の業務改善に反映させており、例としては、各クラスにPCを設置し、専用ソフトウェアの導入によって、日常の保育日誌の作成や保護者との連絡にアプリケーションを活用することで、事務作業の負担が大幅に軽減されています。さらに、職員室に設置されたホワイトボードは、業務の可視化に貢献しています。業務の棚卸を定期的に行い、その結果をもとに、フリーの職員が必要なタスクに効率的に対応できるように調整されています。こういった取り組みにより、残業時間の増加を防ぐだけでなく、職員のワークライフバランスの改善にも繋がっています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園の職員配置は、翌年の児童の入園状況を踏まえた上で計画されています。必要な職員数を事前に法人に報告し、職員不足が予想される場合には、法人による募集活動を行っています。現状では適切な人員配置となっています。また、園長や主任、副主任を含むフリーの職員体制を整えることで、日々の運営における柔軟な対応が可能となり、業務の効率化と職員の負担軽減を図っています。働きやすい職場環境の構築にも力を入れており、法人の協力のもと、職員の定着率の向上に努め、直近2年間で退職者がゼロとなっています。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人事考課制度は、法人の規定に基づいて実施されており、職員自身による自己評価を基に、年に一度、主任による一次評価の後、園長による二次評価が行われています。職員と園長との個別面談も実施されています。この面談を通じて、職員は自分の強みや改善点を理解し、今後の目標設定に役立てています。また、考課の結果は賞与にも反映され、希望する職員には結果のフィードバックが行われています。今後は半期に一度の定期的な面談を行い、目標に対する進捗の確認や必要なアドバイスを適宜行っていくことが期待されます。さらに、人事考課のフィードバックは全員に対して行い、それぞれの職員への適切なアドバイスを行っていくことが期待されます。</p>		

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>職員の出退勤の記録は主任が管理し、必要に応じて園長が確認を行っています。園のイベント時には一時的に超過勤務が増える場合がありますが、通常は残業が少ないのが特徴です。有給休暇に関しては、法人から年に最低8日の取得が指示されており、職員にはこれを最低限取得するよう奨励しています。しかし、未消化の有給休暇を保有する職員も多い状況です。福利厚生制度としては、慶弔時の祝い金など法人独自の規定はありますが、民間の福利厚生事業には加入していません。職員の家庭の状況を考慮したシフト作成により、働きやすい職場環境の実現を目指しています。今後は、有給休暇の取得を促進するための環境整備にも取り組んでいくことが期待されます。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>職員は自己評価を通じて、保育の質の改善や専門性の向上に向けた目標を設定しています。しかし、これらの目標に対する進捗の確認や面接時のアドバイスは現在特に行われていません。職員の目標管理の仕組みを見直し、目標達成に向けた具体的な時期や内容を明確にすることが求められます。年に2回程度の面接を設け、各職員の取り組みの進捗状況を確認し、適切なアドバイスを提供するなど、目標達成を支援する体制の整備が期待されます。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>園では「期待する職員像」を特に定めておらず、倫理綱領の作成も未着手となっています。研修は園長と主任が中心となって企画・実施しており、主に外部研修への参加が推奨されています。県主催のキャリアアップ研修や石巻地区保育協議会の研修への職員全員の参加を促進しており、虐待や不適切保育に関する研修では外部講師を招いて実施しています。これらの研修を通じて、職員は自己確認として県から提供される人権擁護のチェックリストを使用しています。さらに、全国保育士会の倫理綱領などを参考に、園の倫理綱領を作成し、求められる職員としてのありかたを職員へ示していくことも期待されます。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>職員が年度内に受講すべき研修は、組織図に詳細に記載され、研修の漏れがないように管理されています。キャリアアップ研修については、全職員が順番に受講する計画が進められています。新人研修は、法人主催の研修を受けた後、園に配属され、クラスリーダーから具体的な指導を受けています。外部研修の情報は全職員に共有され、シフトを調整して希望者が参加できるよう配慮されており、園内での伝達研修も実施されています。今後の取り組みとして、新人指導におけるOJTの手順を明確にし、また、新人が気軽に相談できる支援体制の構築を検討するなど、新人が迅速に職場に適応し、専門性を高めることができる環境を整備していくことが望まれます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れマニュアルが作成され、今年度は4名の実習生を受け入れています。学校の教員による定期的な巡回が行われ、実習プログラムに関する打ち合わせが実施されています。今後の取り組みとして、実習生受け入れマニュアルに受け入れの目的を明記し、これを職員に周知することが求められます。また、受け入れが始まる前に保護者に対しても事前説明を行い、円滑な実習生受け入れに向けた準備をしていくことが期待されます。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための取り組みが行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>園の情報は現在、法人のWEBサイトにて概要のみが紹介されており、具体的な園の活動についての情報は掲載されていません。法人からは年4回、広報誌が発行され、地域に配布されていますが、園だよりは配布されていません。地域の住民に園の活動をより深く理解してもらうためには、町内会を通じた回覧や配布を利用すること、また園自身のホームページを設けて活動を積極的に紹介することが望まれます。</p>		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育園の事務および会計処理は、法人の規定に基づいて実施されています。これらの処理は毎月、外部の税理士によってチェックされ、その結果は法人へ報告されています。さらに、保育園の運営に関する外部の意見を取り入れるため、保育園の園長経験者を含む第三者委員会が設置されています。この委員会は年に2回、会議を開催し、園の活動状況に関する報告を受け、必要に応じて園への助言が提供されています。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画書には、地域との交流や関係機関との連携がうたわれており、地区の敬老会での園児による踊りの披露、法人が運営する高齢者施設への訪問や利用者との交流、さらに地域住民の参加する避難訓練などが実施されています。また、地域や園のイベントには互いに参加し、交流を深める活動が行われています。最近では、コロナウイルスの影響でこれらの活動が制限されていましたが、今年度からは徐々に活動を再開しています。保護者や子どものニーズに応じた社会資源のリスト化はまだ行われていませんが、緊急時に必要な医療機関の連絡先はリストアップされています。今後は、地域内のさまざまな社会資源をリスト化し、保護者からの問い合わせに迅速に対応できる体制の構築も期待されます。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の社会人による本の読み聞かせボランティア活動は、年に2~3回実施され、子どもたちに大変好評となっています。さらに、地域の中学生在が職場体験の一環として、毎年5~6名が保育園を訪れています。しかしながら、ボランティア受け入れに関するマニュアルが現在まで作成されていないため、今後はボランティアの安全管理や事故予防などを目的としたマニュアルの作成が望まれます。また、ボランティア受け入れに関して目的や方針なども明確にしていくことも期待されます。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>医療機関など緊急連絡先はリスト化され、必要な時に迅速な対応が可能な状態となっています。しかし、その他の関係機関についての詳細なリスト化はまだ行われていません。保育園は、東松島市要保護児童対策協議会や幼保小連絡会など、重要な地域機関との連携は行われています。今後は、緊急時だけでなく、日常的な活動でも円滑に協力し合える基盤を強化するためにも、関係機関の連絡先をリスト化し、より効果的な連携が行えるようにすることが期待されます。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>毎年、地域の主任児童委員が来園し、地区の子どもたちに関する情報交換を行っています。さらに、地域住民との交流を通じて地区の福祉状況に関する情報も収集しています。入園を希望する保護者に対しては、必要に応じて育児相談を提供していますが、未登園児童を持つ一般の地域住民への育児相談などは、現在のところ積極的には行われていません。今後は、地域の未登園児童を持つ家庭への支援を強化し、地域全体の子育て環境の向上に貢献するためにも、町内会などの地域組織を通じて、地域の家庭に対して広報していくことも期待されます。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・㊦
<p><コメント></p> <p>要保護児童対策協議会や主任児童委員との会合を通じて、地域に関する重要な情報を収集しています。しかし、得られた情報を基に、園から積極的に地域へアプローチする活動はまだ充分には行われていません。職員の人数には限りがありますが、今後は地域イベントなどの機会を利用して、保育園の知識やノウハウを活かした活動を段階的に実施していくことも期待されます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>園の保育理念は、子どもの最善の利益を追求することに焦点を当てています。保育方針や保育目標においても、子どもを尊重する保育の実践が強調されています。期初には、園の理念や方針の再確認が行われ、自己評価や人権擁護セルフチェックリストを用いて、日常の保育活動がこれらの理念に沿っているかどうかを検証しています。園の特色として、隣接する障害児デイケアセンターの子どもたちとの交流を通じて、思いやりの心を育む取り組みが行われています。この交流を通じて、子どもたちに相互尊重の精神を培う貴重な機会が提供されています。今後は、全国保育士会の倫理綱領などを参考に園としての倫理綱領を作成し、これを職員間で共有していくことも期待されます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>法人は個人情報保護の方針を既に策定しており、毎年度の初めに保護者から子どもの写真使用に関する同意を得ています。写真使用の際には、都度保護者の確認も実施しています。今後、既存の個人情報保護方針に加えて、「子どもや保護者が他者からの干渉や侵害を受けない権利」を含むプライバシー保護規定の設置が望まれます。この規定に基づき、職員に対してはプライバシー保護に関する具体例を挙げた研修を実施し、保護者には園の取り組みを定期的に報告することで、保護者との信頼関係の強化を図ることが期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>入園希望者への説明にはパンフレットを使用しており、希望する保護者にはさらに園内の紹介を行っています。このパンフレットは市役所にも配置されています。インターネット上では、法人のホームページを通じて園が紹介されていますが、これは概要レベルの情報に限定されています。今後は、ホームページを活用して、園の具体的な取り組みや活動をより詳細に紹介することが望まれます。これにより、保護者が園の日常や特色を深く理解し、入園を希望する際に有用な情報を得られるようになることが期待されます。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>入園時には「入園のしおり」を提供し、園生活の流れや各種取り組みについて詳細に説明しています。必要な持ち物に関しては、写真を用いてわかりやすく記載されており、保育内容に変更がある場合は文書やアプリを通じて保護者に連絡しています。現在、園での活動に関する保護者の同意は口頭で行われていますが、明確性を高めるため、今後は書面による署名を求めることも望まれます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>保育園を移る際には、保護者から市の子育て支援課へ退園届を提出してもらい、退園手続きを子育て支援課で進めてもらうようにしています。現在、退園後のフォローアップとしての相談窓口は特に案内していません。ただし、移動先の保育所や市の窓口から問い合わせがある場合は、必要な情報を提供しています。今後は、移動先からの問い合わせに対応する際に、保護者の同意を事前に得ることが望まれます。また、退園時には保護者に退園後も必要な時には相談に応じることも伝えておくことが期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、日々の保育活動の中で子どもたちが満足しているかを確認しています。また、保護者アンケート、保育参観後の懇談会、個別面談、さらに送迎時の対話を通じて、保護者からの意見を収集しています。保護者から指摘された課題については、職員会議で詳細に検討され、その結果と対応策は迅速に保護者にフィードバックされています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決に関しては、専用のマニュアルが作成されており、苦情受付窓口、解決責任者、および第三者委員が明確に設置されています。苦情対応のフローは、園内に掲示された資料に記載されており、保護者からの苦情は職員会議で協議され、迅速なフィードバックと解決後の適切な公表を行うこととしています。この苦情解決制度は「入園のしおり」にも記載されており、入園時に保護者へ説明されていますが、今後は体制図や連絡先も併せて記載することで、情報の明確性を高めることが期待されます。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>「入園のしおり」には、保護者からの意見や要望を全職員が受け付ける体制が記載されており、園長や担当者への直接相談も可能であることが明記されています。しかし、相談や意見、苦情に関する情報が混在しており、理解しにくい部分が存在します。今後は、これらの内容を明確に区分し、整理して記載することが求められます。保護者から相談がある場合は、要望に応じて相談室を利用し、静かでプライバシーを尊重した環境で対応しています。また、園では常に保護者との信頼関係を築くよう努め、オープンで話しやすい環境の維持に取り組んでいます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>保護者から意見や相談を受けた場合は、主任や園長への報告を行い、必要であれば職員会議で検討し、可能な限り速やかに保護者へのフィードバックが行われています。園内には意見箱も設置され、意見を出しやすい環境を作っていますが、意見や相談を受けた際の手順書などを作成し、統一した対応ができるようにしておくことも期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>園では事故対応マニュアルを策定し、日常生活でヒヤリハットが発生した際には、統一された用紙にその状況と対応を記録しています。ヒヤリハットが連続して発生する場合は、クラス会議や職員会議でその対応を検討し、確認しています。現状、ヒヤリハットの報告書には対応の詳細は記載されていますが、具体的な対策については記載されていません。今後は、取りうる対策を報告書に記載すること、および一定期間ごとにヒヤリハットの発生状況をまとめて分析することが望まれます。また、事業計画書には設備面での安全確保が記載されており、定期的な設備のメンテナンスと整備が計画されています。さらに、職員は事故予防などに関する研修を受講し、知識と対応能力の向上を図ることも期待されます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>感染症対策に関する専用のマニュアルが作成され、「入園のしおり」に感染症対応が記載されています。調理担当職員は市の研修会に参加し、その知識を職員全体に伝える研修が行われており、ノロウイルスなどの嘔吐物処理訓練も実施されています。感染症が発生した際には、アプリを通じて家庭に通知し、園の玄関には発生状況の掲示が行われています。さらに、法人の看護師を含む専門家による感染症を含む医療的な研修の実施を行っていくことも期待されます。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、防災マニュアルを作成し、毎月の防災訓練に加えて、消防署の立ち合いのもと年に一度、総合防災訓練を実施しています。行政によるハザードマップに基づき、園が50cmの浸水予測地域内にあることから、火災や地震だけでなく浸水への対応訓練も行っています。食料の備蓄は3日分が準備され、調理員によって管理されています。園内には停電時に備えたソーラー発電設備も設置されており、電力供給が途絶えた場合にも対応できる取り組みが行われています。さらに、防犯面での対策として、警察署の立ち合いのもとで定期的な訓練も実施されています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が明文化され保育が提供されている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>園では、標準的な保育支援のガイドラインを定め、それを基に必要な個別手順書やマニュアルを作成しています。これらのマニュアルは、園が独自に作成したものと、法人全体で共有しているものがありますが、どちらも子どもの尊重と権利擁護を重要な基盤としています。これらのマニュアルに従い、職員の研修を行い、自己評価などによる確認が行われています。また、プライバシー保護やボランティア受け入れなどに関する内容について、追加や見直しが必要とされる部分があり、これらの点について、今後の改善と検討を行っていくことが期待されます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立されている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、標準的な実施方法やマニュアルが制度の変更、社会環境の変化、または保護者や職員からの意見を踏まえて定期的に見直されています。緊急性の高い内容については随時見直しが行われ、その他の点に関しては年度末または年度初めの職員会議で検討されます。見直されたマニュアルや手順は職員会議で報告された後、回覧などを通じて職員全体に共有されています。このプロセスを通じて、保育園は常に最新の情報に基づいた適切な対応を目指しています。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	㉞・b・c
<p><コメント></p> <p>入園申し込み時に保護者が記入する児童調査票を基に、担当保育士は個別の指導計画を作成しています。この計画作成過程で、必要に応じて栄養士、看護師、療育センターといった外部の専門家の意見も参照しています。作成された指導計画は、主任の確認を経て、園長が承認しています。このプロセスを通じて、各園児の特性に応じた適切な支援が提供されるよう努めています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉞・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの日常の発達や活動の様子は定期的に観察され、保護者からの意見も参考にしてクラスでの話し合いを通じて評価及び見直しを行っています。見直した内容は職員会議で報告され、次の指導計画に反映されています。子どもや家庭の状況に応じた緊急の指導計画の見直しは随時行われ、伝達ノートやクラス会議を通じて職員間で共有されています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉞・b・c
<p><コメント></p> <p>園では、子どもの発達状況や生活状況の記録に ICT アプリ（キッズリー）を使用しており、全クラスが統一した書式で情報を記録しています。記録の一貫性を保つため、主任が職員への指導を行い、記録内容や書き方に差異が生じないようにしています。また、これらの記録は個別指導計画に基づいた保育の実施状況の確認にも利用されています。園内ネットワークを通じて、これらの記録は職員間で共有され、子ども一人ひとりに対する適切なサポートと連携が図られています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立されている。	a・b・㉞
<p><コメント></p> <p>園では、子どもに関する記録の管理に ICT アプリを主に使用していますが、紙ベースの資料は職員室内の鍵付き書棚で園長が責任者となり管理されています。園では個人情報保護規定を設けており、個人情報の漏洩防止に関する具体的な規定がありますが、現状では職員向けの個人情報保護研修は実施されていない状況です。アプリケーション内で管理されている情報は園内ネットワークを通じて職員間で共有されていますが、そのネットワークのセキュリティについて現状では明確なガイドラインが設定されていません。園内で管理される個人情報の安全性を一層高め、保護者と子どものプライバシーを守るためにも、今後は、職員に対する個人情報保護の研修を実施し、ネットワークセキュリティに関する明確な方針と対策を講じていくことが求められます。</p>		

第三者評価結果（内容評価基準）

※すべての評価細目（20項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>園では、児童憲章や児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、子どもの最善の利益を核とした保育理念、保育方針、および保育目標に基づいて全体的な計画を作成しています。さらに、年齢別に具体的な保育目標を設定し、特色ある教育活動や保育、そして地域の実態に応じた保育事業や行事への参加を計画に盛り込んでいます。この全体計画は年度末に、職員全員で前年度の計画を振り返り、園長と主任が中心となって作成します。現状では計画の一部が実際の状況に即していない部分もあるため、今後はより詳細な見直しを行い、計画を実態に合わせていくことも期待されます。</p>		

		第三者評価結果
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>園では、園全体にゆったりとした広さを確保し、床暖房を導入することで開放的で明るい環境を実現しています。各クラスでは温度、湿度、および換気の管理が行われていますが、管理にさらなる注意が必要な箇所もみられます。玩具や設備は定期的に消毒され、衛生管理が適切に実施されています。寝具に関しては、リースされたものを使用し、0歳児のシーツは園で週に一度洗濯され、上掛けは家庭での洗濯を依頼しています。昼寝の際には、カーテンを使用して快適な睡眠環境を提供しています。ただし、近隣の自衛隊基地からの航空機の騒音があるため、時折軽い音楽を流して対応することもあります。今後は、温湿度管理にさらに注意を払うとともに、航空機の騒音対策として二重窓の導入などを検討することが期待されます。</p>		

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>アセスメントや保護者からの情報をもとに、個々の子どもに応じた配慮が行われます。気になる子どもにはさりげなくアプローチし、安心して自分の気持ちを表現できるように、返事を急かすことなく、子どもの思いに共感しながら話を聞くように心がけています。常に穏やかな態度で接し、表現が難しい子どもには、保育士が気持ちをくみ取って代弁し、理解を深めるよう努めています。また、子どもへの声掛けについては、外部での研修を受け、必要な時に適切な注意を払っています。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもの年齢や発達段階、個々の生活リズムに応じて、無理強いせず援助しています。子どもが自分で行おうとする気持ちを尊重し、食事や衣服の着脱などの場面では見守る姿勢でサポートし、できたときの達成感を味わえるように努めています。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが主体的に活動できるよう、乳児から危険のない範囲で自ら絵本や玩具を手にとって遊べる環境を整えています。また、時折コーナーを設置し、自分たちで興味のある活動を行えるよう取り組んでいます。戸外への散歩では隣接する公園や近くの公園に遊びに行き、自然とふれあいながら落ち葉や木の実を拾い、それを園で自由に作品作りに利用するなどの活動を行っています。地域の方との会話や散歩を通じて、社会のエチケットや交通ルールを学んでいます。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>0歳児クラスの保育室は畳が敷かれ、ゆったりと安全に過ごせる環境が整えられています。クラスに2名の職員が配置され、常に同じ職員が担当し、子ども一人ひとりの生活リズムを重視して援助を行います。表情やしぐさ、喃語に対して敏感に応じ、子どもたちが安心して、愛着関係を築けるよう配慮しています。また、音の出るおもちゃや安全性に留意した玩具を用意し、子どもたちが興味や関心を持って遊べるように工夫しています。</p>		

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開できるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>1歳から2歳児クラスでは、子どもたちが自らできることを尊重し、その過程で見守りながら援助を行っています。職員と一緒に手作りおもちゃを作ったり、創造的な活動を大切に、自分たちで成し遂げたことに喜びを感じられるようにしています。公園への外出では、自然の中で昆虫や木の実などを探索する活動を行っています。また、友達との関わりがうまくいかない場合には、双方の気持ちを理解しながら子どもが自分の気持ちを言葉で表現できるよう支援し、代弁したり、わかりやすい言葉で伝えるよう努めています。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開ができるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>3歳以上児は、散歩やイベントなどの際には、合同での保育が行われています。3歳児の保育では、生活習慣の自立を促し、同時に子ども同士が多く遊びを楽しめるような環境を整えています。職員との関わりの中で、子どもたちが自らの欲求や主張を表現できるよう支援し、個々の成長を促しています。また、合同保育では、4歳児や5歳児が身近なお兄さんやお姉さんから学びながら、集団生活を経験しています。4歳児は兄や姉のように振る舞おうとする気持ちを育て、言葉を通じて意思を伝える重要性を学んでいます。5歳児は就学を意識し、集団の前で自分の意見を発表できる機会を提供し、自ら考え、積極的に行動できるようサポートしています。また、園内の行事では、司会を担当するなどの取り組みも行われています。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法人が運営する障害児デイケアセンターが隣接しており、現在4名の子どもがセンターと併用しています。これらの子どもたちは一般の子どもたちと同じく、園内で様々な活動に参加しています。障害のある子どもたちの情報は職員間で共有され、保護者との連携を図りながら、彼らの園での生活をサポートしています。必要に応じて、法人の看護師や外部の保健師、児童発達支援センター、医療機関などと連携し、専門的なアドバイスを受けています。障害のある子どもたちと一緒に生活することで、他者への理解や思いやりの心が育まれ、「共生」の意識が醸成されています。このような経験を通じて、子どもたちが障害のある子どもたちに対して「やさしい心」を持つことができるよう取り組んでいます。</p>		

A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>平日の標準保育時間は午前7時から午後6時までであり、延長保育は短時間保育を除いて実施されていません。夕方以降、子どもの数が減少した場合は、幼児以上と未就学児の2つのクラスに分かれて合同保育が行われています。子どもたちはそれぞれのクラスから持ち寄り、部屋に備え付けられた玩具を使って自由に遊んでいます。18時までの保育時間のため、軽食や夕食の提供は行われません。職員間の情報共有は、集計表を使用して行われており、各クラスの欠席状況や薬の預かり記録などの情報が記録され、引き継ぎ時に参照されています。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>東松島市では、各小学校との幼保小連絡会に加えて、一昨年より幼保小連絡協議会を年3回開催しています。この協議会では、小学校、保育所、幼稚園の先生方が集まり、市全体として共通したアプローチカリキュラムやスタートアップカリキュラムを作成しています。これに基づいて、各保育施設でも就学に向けた取り組みをより充実させる予定です。昨年までは新型コロナウイルスの影響もあり、小学校の運動会への参加や小学校見学などの実体験活動ができませんでしたが、今年から一部の小学校と再開する計画を立てています。保育所保育要録は、担当保育士が記載し、主任が確認し、園長が承認した後、小学校に提出されています。</p>		

		第三者評価結果
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>健康マニュアルが作成され、年間の保健計画が策定されています。入園時には保護者から子どもの既往症や予防接種状況を確認し、「健康の記録」に記録しています。登園時には保護者から子どもの健康状態を確認し、必要な情報は引継ぎ簿などに記入し、職員間で情報を共有しています。SIDS（突然死症候群）の対策として、0歳児は5分おき、1歳半は10分おきに確認し、記録をつけています。また、0歳児用の布団にはSIDS予防のための布団を使用しています。職員にはSIDSに関する知識を周知する活動が行われていますが、保護者には詳細な説明が行われていません。今後は保護者にもSIDSに関する必要な情報提供を行っていくことが期待されます。</p>		

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年、健康診断と歯科検診をそれぞれ2回実施し、その結果を保護者に連絡しています。同時に「健康の記録」にも記録し、職員間で情報を共有しています。治療が必要な場合は、保護者の要望に応じて嘱託医などを紹介し、その後の結果を保護者からもらっています。</p>		
A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>園では「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、アレルギーへの適切な対応を行っています。食物アレルギーのある子どもについては、毎年医師から「アレルギー疾患生活管理指導票」を受け取り、除去食を提供しています。アレルギー対応食は通常の食事とは別に、トレイに乗せて調理員と職員が確認した上で提供していますが、食器は同一のものを使用しています。さらに、提供後も誤りが発生しないようにするため、食器の色を分けるなどの対策を検討していくことも期待されます。</p>		

		第三者評価結果
A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画には、食育の推進が重要な目標として掲げられており、食に関する関心の向上と児童の健康な体作りが目指されています。そのため、地産地消デーを月に1、2回設け、地元の食材を提供するとともに、地域の特産品や食の安全性について保護者に情報を提供しています。園では、子どもたちの食に対する関心を育むために、園庭に畑を設け、キュウリやトマト、ピーマンなど多種多様な野菜を子どもたちと一緒に栽培しています。収穫した野菜は給食として提供されるほか、地域の農家と協力してブルーベリーの収穫体験や焼き芋会などのイベントを行っています。また、クッキング保育としておにぎりやジャムなどを子どもたちと一緒に作ることで、楽しみながら食に対する関心を高める取り組みが積極的に実施されています。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>園内の調理は、専属の調理員が担当し、子どもたちの食事の状況や保護者からの意見を考慮して、毎月のメニューが作成されます。特に5歳児クラスでは、ガラス越しに厨房が見えるようになっており、調理の様子を観察することで、食に対する関心を高めています。調理員は定期的に各クラスを訪問し、食事の様子を観察して、残食チェックなどを行い、次のメニュー作成に活かしています。給食の情報は現在、アプリを通じて毎日保護者に配信されています。また、毎月「食育だより」を発行し、その月の献立やレシピなどの情報を提供しています。さらに、肥満防止などの情報提供も行われ、家庭でも食に対する関心を高める取り組みが行われています。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭との連絡は、従来の連絡帳に代わり、アプリ（キッズリー）を利用して写真を添えて行われています。また、年に2回の保育参観日を設け、保護者との情報交換を目的とした懇談会を行っています。同様に、園の運動会などのイベント後にも保護者の話を聞く機会を設け、日常的には送迎時に保護者とコミュニケーションを図る取り組みを行っています。また、毎月発行される園だよりでは、各クラスの状況や活動内容を保護者に伝えています。</p>		

		第三者評価結果
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者との日々のコミュニケーションを大切にし、気軽に相談できる雰囲気作りを行っています。保護者の希望があれば、いつでも相談に応じる体制を整えており、相談内容や希望に応じて園長や主任が対応することもあります。また、相談が行われる際には、静かな環境を提供し、プライバシーに配慮した相談室を使用するなどの配慮をしています。これにより、保護者との信頼関係作りが行われています。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>園の運営規定には、入園時に虐待が疑われる場合の対応について記載されています。市では毎年、要保護児童に関する研修を実施しており、職員は順次これを受講しています。子どもが登園した際や排泄・着替えの際など、日常の様子を確認し、虐待の疑いがある場合は、主任や園長へ報告することが規定されています。園長は必要に応じて市の保健師や子育て支援課に報告し、その指示に従っています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員は毎年、自己評価や権利擁護のチェックリストを使用して、自らの保育を振り返る取り組みを行っています。自己評価の結果をもとに、各職員が保育の質を向上させるための目標を設定しています。目標の達成状況に関しては、園長との面談が行われ、必要なアドバイスや次期の目標に関する話し合いが行われています。現在は年に1回の取り組みとなっていますが、より確実に目標を達成していくためには、半期に一度の実施を行っていくことも期待されます。</p>		